

大雪により被災されたみなさまに対する 託送料金その他の特別措置

2021年1月14日
北陸電力送配電株式会社

このたびの2021年1月7日からの大雪により被災されたみなさまには、心からお見舞い申し上げます。

地域に存立の基盤を置く当社といたしましては、災害救助法が適用された富山県南砺市、砺波市、氷見市、小矢部市、福井県福井市、坂井市、あわら市、大野市、勝山市およびその隣接市町村等において、家屋損壊などの被害に遭われた需要者のご契約されている小売電気事業者さまからお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとし、昨日（1月13日）、「託送供給等約款以外の供給条件」を経済産業大臣に認可申請し、同日、認可を受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象地域

- (1) 2021年1月9日に災害救助法が適用された地域
富山県：南砺市、砺波市、氷見市、小矢部市
福井県：福井市、坂井市、あわら市
- (2) 2021年1月10日に災害救助法が適用された地域
福井県：大野市、勝山市
- (3) 災害救助法が適用された地域に隣接する地域等
富山県：富山市、高岡市、射水市、黒部市、朝日町
石川県：金沢市、白山市、小松市、加賀市、七尾市、羽咋市、津幡町、
中能登町、宝達志水町
福井県：越前市、鯖江市、越前町、永平寺町、池田町
岐阜県：飛騨市（神岡町および宮川町の一部）、郡上市（白鳥町の一部）

2. 特別措置の内容

別紙のとおり

以上

別紙：特別措置の内容について

特別措置の内容について

小売電気事業者さま

被災された電気のご使用者を需要者とする供給地点において、以下のとおりとします。

① 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2020年12月分（災害救助法適用日以降に支払期日を迎えるものに限る。）、2021年1月分、2月分および3月分の料金算定日を、各々1か月間延長します。

② 不使用月の接続送電サービス料金等の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金は6か月間に限り申し受けません。

③ 工事費負担金の免除

全く電気を使用されずに接続供給を廃止され、被災時の契約電力を超えない内容で2021年7月末日までに接続供給を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

④ 臨時工事費の免除

2021年7月末日までに再建等のために臨時接続送電サービスを申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

⑤ 使用不能設備相当分の基本料金等の免除

電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金は、2021年7月末日までは申し受けません。

⑥ 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

2021年7月末日までに再建等のために引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、被災時の供給方法と同一のとき、その際申し受ける工事費用は、初回に限り、申し受けません。

小売電気事業者さまからのお問い合わせ先

北陸電力送配電株式会社

ネットワークサービスセンター 076-403-6219（専用回線）

※受付時間 平日 9～12時、13時～17時